

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 処分取消確認の訴え請求事件
国側当事者・国(杉並税務署長)
平成30年4月24日棄却・控訴

判	決
原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
処分行政庁	杉並税務署長 甲斐 栄次郎
指定代理人	別紙1 指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

杉並税務署長が平成27年1月27日付けで原告に対してした相続税の過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分(ただし、平成28年4月19日付け裁決によりその一部が取り消された後のもの)のうち納付すべき税額49万6000円を超える部分を取り消す。

第2 事案の概要

原告は、自身の叔母である乙(以下「本件被相続人」という。)が平成24年10月●日に死亡したことにより開始した相続(以下「本件相続」といい、上記の死亡日を「本件相続開始日」という。)に係る相続税の期限内申告書(以下「本件申告書」といい、本件申告書に係る申告を「本件申告」という。)を平成25年8月14日に提出した。ところが、杉並税務署長から、原告が本件被相続人名義のA信用金庫(以下「A信金」という。)及びB証券株式会社(以下「B証券」という。)の各口座から引き出し、その一部を本件被相続人の入院費等に充てた残額である2161万0546円のうち、本件申告に計上された70万円を超える部分である2091万0546円(以下「本件現金」という。)が申告漏れとなったとして修正申告をしたことについて、相続税の過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分を受けた。

本件は、原告が、被告を相手に、上記賦課決定処分(国税不服審判所長の裁決によりその一部が取り消された後のもの)であり、過少申告加算税15万8000円及び重加算税89万6000円の合計105万4000円。以下「本件賦課決定処分」という。)のうち、納付すべき税額が49万6000円(本件現金の申告漏れにつき重加算税の賦課要件を満たしていないとした場合に、通則法65条1項及び2項に基づき課されることとなる過少申告加算税額に相当する額)を超える部分の取消しを求める事案である。

本件においては、後記4のとおり、重加算税の賦課要件を満たすか否かが争われている。

1 関係法令の定め

以下においては、平成28年法律第15号による改正前の国税通則法を「通則法」といい、平成28年政令第156号による改正前の国税通則法施行令を「施行令」という。

(1) 過少申告加算税

期限内申告書（還付請求申告書を含む。）が提出された場合において、修正申告書の提出又は更正があったときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき通則法35条2項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する（同法65条1項）。

(2) 重加算税

ア 通則法65条1項（過少申告加算税）の規定に該当する場合において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する（同法68条1項）。

イ 通則法68条1項（重加算税）に規定する隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令に定めるところにより計算した金額は、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該事実のみに基づいて修正申告書の提出又は更正があったものとした場合におけるその申告又は更正に基づき同法35条2項（修正申告等による納付）の規定により納付すべき税額とする（施行令28条1項）。

2 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 本件被相続人（大正●年●月●日生）は、平成24年10月●日に死亡した。原告、丙（以下「丙」という。）及び丁（以下「丁」といい、丙と併せて「丙ら」ということがある。）は、いずれも本件被相続人の甥（長兄の子）で本件被相続人の相続人（相続分はいずれも6分の1）であり、戊（以下「戊」という。）は、本件被相続人の姪（長姉の子）で本件被相続人の相続人（相続分は2分の1）である（以下、原告、丙、丁及び戊を併せて「本件相続人ら」という。）。（甲35の2）

(2) 本件被相続人は、平成20年9月1日付けで自筆証書遺言（甲9。以下「本件遺言書」という。）を作成した。本件遺言書には、遺産である「自宅」（後記（5）の土地及び建物）については、原告に相続させ、「有価証券と預貯金」については、本件相続人らにそれぞれ4分の1ずつ相続させる旨記載されていた。

(3) 本件被相続人は、平成22年5月12日、脳梗塞により入院し、原告は、これ以降、本件被相続人の財産を管理するようになった（乙2、3）。

(4) 原告は、別表1のとおり、平成22年5月17日から平成24年10月●日（本件相続開始日）までの間に、本件被相続人名義のA信金阿佐ヶ谷支店の普通預金口座（以下「本件A信金口座」という。）から、10回にわたり合計470万円を引き出した（乙4）。

また、原告は、別表2のとおり、平成22年5月17日から平成24年10月●日（本件相続開始日）までの間に、本件被相続人名義のB証券荻窪支店の証券総合口座（以下「本件B証券口座」といい、本件A信金口座と併せて「本件各口座」という。）から、44回にわたり合計2422万5000円を引き出した（乙5）。

(5) 本件遺言書について、平成25年3月4日、原告の申立てに基づき東京家庭裁判所において検認手続が行われた（甲9）。本件遺言書は、前記（2）のとおり、本件被相続人が所有する自宅（原告の肩書住所所在地の土地及び建物）を原告に相続させる旨の内容であり、原告は、同年5月10日、従前居住していた東京都小平市所在の自宅を出て、本件被相続人の上記自宅で生活するようになった。ところが、戊の申請に基づき、同年3月4日付けで上記土地及び建物について本件相続人ら全員を共有者とする旨の相続登記が経由されており（甲55）、このことを契機として、原告は、戊との間で、本件相続を巡り対立するようになった（原告本人）。

(6) 原告は、C税理士（以下「本件税理士」という。）に対し、平成25年6月頃に本件申告に係る事務を委任し、同月11日、本件税理士の事務所において、本件遺言書のほか、本件A信金口座の通帳及び同口座に係る残高証明書、本件B証券口座に係る残高証明書、また、葬式費用や債務の裏付けとなる領収書等の各資料を本件税理士に交付した（乙7）。

本件税理士は、平成29年4月28日及び同年5月24日に行われた東京国税局課税第一部国税訟務官室（以下「国税訟務官室」という。）の財務事務官による質問応答において、平成25年6月11日に原告から交付を受けた書面として、上記各資料のほか、①「MR F」との表題が付された表形式の書面（別紙2。以下「本件MR F書面」という。）、②左側の列に「収入」、右側の列に「支出」との表題がそれぞれ付された表形式の書面（別紙3。以下「本件収支書面」という。）、③「乙費用（2）」との表題が付された表形式の書面（別紙4。以下「本件費用（2）書面」という。）及び④「乙費用（3）」との表題が付された表形式の書面（別紙5。以下「本件費用（3）書面」という。）についても交付を受けた旨を述べた（乙12～15、17。なお、上記①～④の書面のうち、本件費用（2）書面及び本件費用（3）書面〔別紙4及び5〕については、原告が本件税理士に対しこれらを渡した事実につき、当事者間に争いがない〔本件第3回口頭弁論調書〕。他方、後記4のとおり、原告が本件MR F書面及び本件収支書面〔別紙2及び3〕を作成し、本件税理士に交付したか否かについては、争いがある。）。

(7) 原告及び丙らは、平成25年8月14日、本件税理士が作成した本件申告書を杉並税務署長に提出した。本件申告書には、相続財産である現金の額につき70万円と記載されていた（乙9）。

(8) 原告及び丙らは、平成26年12月22日、杉並税務署長に対し、本件相続開始時における本件被相続人の財産に2161万0546円を加算すること等を内容とする修正申告（以下「本件修正申告」という。）をした（乙1）。

(9) 杉並税務署長は、平成27年1月27日付けで、原告に対し、過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分（本件賦課決定処分〔後記（11）のとおり一部が取り消される前の原処分〕）をした。これに対し、原告により、同月31日、同処分のうち過少申告加算税相当額を超える部分の取消しを求めて異議申立てがされたことから、その調査のため、杉並税務署の財務事務官により、同年2月26日及び同年3月5日、本件税理士に対する質問調査が行

われた（乙7、10）。また、同署の財務事務官が、同月13日に原告の自宅（上記（5）の本件被相続人の自宅）に臨場し、原告の立会いの下で確認したところ、9つの封筒に分けて保管されていた現金合計1440万円の存在が確認された（乙6）。

(10) 杉並税務署長は、平成27年4月1日付けで、上記（9）の異議申立てを棄却する旨の決定をした（甲1）。

(11) 原告は、上記（10）の決定に対し審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、平成28年4月19日付けで、別表3のとおり計算に基づき原告に過少申告加算税及び重加算税を課すべきものとして、上記（9）の原処分の一部を取り消す（過少申告加算税の額を5万4000円減じるとともに、重加算税の額を3500円増加させる）旨の裁決（以下「本件裁決」という。）をした（甲2。このようにして本件裁決により一部を取り消された後のものが、本件で取消請求の対象とされている本件賦課決定処分である。）。

(12) 原告は、平成28年10月20日、本件訴えを提起した。

3 本件賦課決定処分の根拠及びその適法性に関する当事者の主張

被告が本件訴訟において主張する本件賦課決定処分の根拠及びその適法性に関する主張は、別紙6記載のとおりであるところ、原告は、後記4の争点に関する部分を除き、その計算の基礎となる金額及び計算方法を争わない。

4 本件の争点及びこれに関する当事者の主張の要旨

本件においては、原告が本件申告をするに当たり本件現金が申告漏れとなったことについて、通則法68条1項所定の重加算税の賦課要件（前記1（2）ア。税額の計算の基礎となるべき事実につき隠ぺい又は仮装をしたこと）を満たすか否かが争われており、この点についての当事者の主張の要旨は、別紙7のとおりである。

第3 当裁判所の判断

当裁判所は、本件現金の申告漏れについては、通則法68条1項所定の重加算税の賦課要件を満たすものであり、本件賦課決定処分は適法であるから原告の請求は棄却すべきものと判断する。その理由の詳細は、次のとおりである。

1 認定事実

前記前提事実に証拠（各掲記のもの）及び弁論の全趣旨を総合すると、以下の事実を認めることができる。

(1) 原告は、本件被相続人が入院した平成22年5月12日頃から、本件被相続人の財産を管理するようになり、同月17日から本件相続開始日（平成24年10月●日）までの間、本件A信金口座から合計470万円（別表1）及び本件B証券口座から合計242万2500円（別表2）の合計289万2500円を引き出した（乙2～5）。

(2) 原告は、上記（1）の現金の一部を、本件被相続人の入院に係る費用等の支払に充て、その残額を、本件被相続人の自宅（前提事実（5））及び原告の当時の自宅（東京都小平市所在）に保管しており、本件相続開始日においては、本件被相続人のために支払った入院費等合計73万4454円を差し引いた216万0546円の現金（本件現金）が残っていた（乙3）。この現金についてはその後更に費消されたが、原告の本件賦課決定処分に対する異議申立てを受けて平成27年3月13日に原告の自宅（本件被相続人の自宅）で行われた調査において、合計1440万円の現金が9つの封筒（300万円が1袋、200万円が5袋、100万円が1袋、20万円が2袋）に入った状態で保管されていたことが確認され

た（乙6）。

- (3) 原告は、平成25年6月頃、本件税理士に対し、本件相続に係る相続税申告書の作成を依頼した。本件税理士は、原告に対し、「相続税の申告について（相続人へのお知らせ）」と題する文書を渡し、相続税の申告に必要な書類（遺言書、土地・建物の登記簿謄本、金融機関の残高証明書等）の交付を求めた。そこで、原告は、本件税理士に対し、本件被相続人名義の本件各口座がある旨を話したところ、本件税理士は、本件各口座の取引履歴を調査する必要があるとして、必要書類の一つとして「通帳のコピー（3年～5年前よりあるだけ）」と書き加えた。（甲33、乙7、原告本人）

原告は、平成25年6月11日、本件税理士の事務所において、本件遺言書のほか、本件A信金口座の通帳及び同口座に係る残高証明書、本件B証券口座に係る残高証明書、また、葬式費用や債務の裏付けとなる領収書等の各資料を本件税理士に交付した。もっとも、原告は、前記（1）のとおり約2422万円の現金を引き出した本件B証券口座に関し、上記残高証明書における本件相続開始日現在の預かり金は0円であった（甲13）ところ、その取引状況を示す取引残高報告書等の資料（B証券から定期的に顧客に送付される取引残高報告書には、預かり金の移動明細として、預かり金の引出しに係る履歴も記載されている〔甲28〕。）については、これを本件税理士に対し提示しなかった（この点、原告は、本件B証券口座に係る取引残高報告書を本件税理士に交付した旨を供述するが、本件税理士が原告から交付を受けた資料の一式を編綴したファイルには、上記報告書が編綴されていないこと〔乙18〕や、本件税理士は、杉並税務署及び国税訟務官室の各財務事務官からの質問に対し、原告から上記報告書の交付を受けたことを明確に否定する旨の回答をしていること〔乙7、17〕に照らせば、原告の上記供述は採用することができない。）。

- (4) 原告は、平成25年6月11日に本件税理士に通帳等の各資料を交付した（上記（3））際、これらのほかにも、次のとおり、自ら作成した書面である本件MRF書面、本件収支書面、本件費用（2）書面及び本件費用（3）書面を本件税理士に交付した。

ア 本件MRF書面（別紙2）は、平成22年1月26日以降に本件B証券口座から引き出された現金の額を表形式に記載した書面である。同書面には、同日から平成24年9月28日までに引き出された現金の合計額が2813万8000円であり、同年10月27日及び28日に引き出された現金の合計額が395万円である旨が記載されている。なお、本件MRF書面の記載内容は、本件被相続人の入院前及び本件相続開始後の引出しが含まれている点や、1回の引出しごとではなく1日に引き出された金額をまとめて記載している点を除けば、別表2の出金明細とほぼ一致している。（乙12）

イ 本件収支書面（別紙3）は、本件被相続人の財産及び費用等の支出につき表形式に記載した書面である（乙13）。同書面には「収入」及び「支出」の各欄が設けられており、「収入」欄には、本件被相続人名義のD銀行口座（1段目）、本件A信金口座（2段目）及び本件B証券口座（4段目）からそれぞれ引き出された現金の額（合計4169万円〔本件相続開始後の引出額を含む。〕）のほか、本件相続開始日における本件A信金口座の残高の金額（3段目）や相続財産である有価証券の価額等が記載されている（乙4、5、9、13、16）。他方、本件収支書面の「支出」欄には、「-47,367,000」との記載があるところ、これは、後記ウの本件費用（2）書面の「経費」欄に合計額として記載された4736万7597円の1000円未満を切り捨てた金額であると認められ、

上記「収入」欄の1段目、2段目及び4段目記載の金額の合計4169万円から上記4736万7000円を差し引くとマイナスになる（乙13、14）。

なお、原告は、本件MRF書面及び本件収支書面を作成して本件税理士に交付した事実はないと主張するが、①本件MRF書面の記載内容は上記アのとおり実際の本件B証券口座からの出金明細とほぼ一致しており、B証券から送付された取引残高報告書を確認しなければ記載できない事項であることや、②本件収支書面についても、本件B証券口座から引き出された金額につき本件MRF書面の記載と一致しており、同書面に基づいて作成されたものと認められること、また、③これらの書面の内容や体裁に照らして、本件税理士が作成したものと認め難く、原告以外にこれを作成できた者も想定し難いことに照らせば、原告の上記主張は採用することができない。

ウ 本件費用（2）書面（別紙4）及び本件費用（3）書面（別紙5）は、原告が本件被相続人に係る入院費用その他の費用として支出したと主張する個々の費目やその金額等につき表形式で記載した書面である（乙14、15）。これらの書面に記載された費用のうち、本件相続開始日より前に発生したとされるものは合計約4350万円であるが、これには、本件被相続人の意思に基づくものか否かが直ちに明らかにできないもの（本件被相続人の自宅の改造に係る費用等）や、金額の相当性につき領収書等を確認しなければ判断できないもの（病院介護に係る費用、交通費、衣類、通信費、交際費等）が多く含まれており、後に杉並税務署の財務事務官による調査の結果、領収書等の裏付けのある相当な支出であると認められたものは、731万4454円であった（乙3。なお、本件収支書面によれば、本件各口座のほか、本件被相続人のD銀行口座からも540万円が引き出されているが、これについては、原告は本件被相続人が丁に対し通帳ごと贈与したものである旨主張しており〔乙2〕、本件で問題とされている申告漏れの対象には含まれていない。）。

エ 本件税理士は、原告から交付を受けた本件費用（2）書面及び本件費用（3）書面の記載内容等を踏まえ、本件被相続人の入院等に要した費用を合計4350万2019円とし、他方、本件収支書面に記載された原告による引出額の合計額（同書面の「収入」欄の1段目、2段目及び4段目〔ただし、本件相続開始日より前のもの〕の合計額）を3773万8000円として、これらの数値の比較によれば前者（支出）が後（収入）を上回るとの趣旨で、本件収支書面に上記の各金額を手書きで記入した（乙17）。

(5) 本件税理士は、上記（4）のとおり原告から各書面の交付を受けてから申告期限（平成25年8月●日）までに時間的な余裕がなかったため、その裏付けとなる資料について確認することができず、領収書類についても、相続税の申告で債務として計上するのに必要な分（本件相続開始後の支払に係るもの）を確認するにとどまった（原告からは膨大な領収書等が交付されたが、これらを全て精査して本件費用（2）書面及び本件費用（3）書面に記載された各費用の相当性について検証することは時間的に困難であったため、上記確認に使用した分以外は、コピーをとるなどの措置をとらないまま原告に返還された。）。他方、相続財産である現金の有無に関しては、本件税理士は原告に何度も確認したが、原告はその度に違う話題（例えば、所得税の還付申告の可否に関し、いわゆるリーマンショック時に生じた株式譲渡損失と配当所得の損益通算をすることができるか否かなど）を持ち出して話をそらしたため、明確な回答を得ることができなかった。そのため、本件税理士は、やむなく、本件相続開始日の当日に50万円が引き出されていたこと（別表1参照）等を考慮して、少なく

とも本件相続開始日において70万円はあったであろうと考え、相続財産である現金の額を70万円とする旨の記載をした本件申告書を作成した。前記(2)のとおり、原告は、本件相続開始日において2000万円を超える額の現金を保管していたにもかかわらず、本件税理士から本件申告書を示して現金の額を70万円とした旨の説明を受けた際にも、ただうなずくばかりで、これを超える金額の現金が存在することを指摘しなかった。(乙7、17)

- (6) 原告及び丙らは、杉並税務署長に対し、平成26年12月12日、本件相続開始時における本件被相続人の財産に2161万0546円を加算すること等を内容とする本件修正申告をした(乙1)ところ、これに先立ち作成された杉並税務署の財務事務官による質問応答記録書(同月2日付けのもの)には、原告が、本件税理士の同席の下、①本件被相続人名義の本件各口座から引き出した現金の額は2892万5000円である、②原告が本件被相続人のために支払った入院費等は、領収書等から計算すると731万4454円となるので、本件相続開始日において原告が預かっていた金額は2161万0546円となる、③この現金は本件被相続人の相続財産であり、申告をしなければならないことは知っていたが、本件申告をする時点で金額の計算ができていなかったのもので本件税理士や他の相続人には話していない、時間がなく、伝票の整理や税の計算ができないので申告から除いてしまったなどと述べた旨が記載されている(乙3)。

この点、原告は、上記の質問応答記録書の確認欄の印影は原告の印章によるものではなく、内容についても質問応答を担当した財務事務官により原告の回答が作出された部分があるから信用性も欠ける旨を主張し、これに沿う証拠として甲49の1及び2を提出する。しかしながら、上記記録書には、質問応答の要旨を記載した次行(訂正したい又は付け加えたいことはない旨の記載)のすぐ下に、回答者として原告の署名があると認められるのであり(乙3)、原告は、本人尋問において、この署名が原告の自署によるものであることを認めているのであるから、上記記録書の記載内容を十分認識しつつ、これに対して異を唱えなかったものと認めるのが相当である(なお、原告が提出した甲49の1及び2を踏まえても、原告の自署の右横に存する印影と確認印欄の印影が異なる押印により顕出されたとは認められない)。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

- (7) 原告は、本件遺言書に原告に相続させる旨の記載があった本件被相続人名義の土地及び建物について戊が共同相続登記を経由したことを契機として、上記土地及び建物の所有権の帰属等をめぐって同人と対立するようになった(甲65、原告本人)。

そして、原告及び丙らは、戊を相手に、平成25年11月10日、本件遺言書に係る遺言が有効であることの確認等を求める民事訴訟を提起したが、その訴状には、原告が本件被相続人から現金70万円を預かり保管していた旨を記載しており、その後、戊から原告による金銭管理につき多額の使途不明金が生じている旨の主張がされたのを受けて、平成27年1月9日に提出した準備書面において初めて、原告が本件被相続人名義の口座から引き出した現金のうち1499万8680円を保管している旨を主張するに至った(乙21~23)。なお、原告は、良好な関係にあった丙及び丁に対しても、自らが多額の現金を保管していることを話していなかった(乙2)。

2 検討

- (1) 通則法68条1項所定の重加算税は、納税者が過少申告をするについて隠ぺい、仮装とい

う不正手段を用いていた場合に、過少申告加算税よりも重い行政上の制裁を科することによって、悪質な納税義務違反の発生を防止し、もって申告納税制度による適正な徴税の実現を確保することを目的とするものであり、①過少申告加算税の賦課要件が満たされる場合に、②納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、③その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときに課されるものである。したがって、重加算税を課するためには、納税者のした過少申告行為そのものが隠ぺい、仮装に当たるというだけでは足りず、過少申告行為そのものとは別に、隠ぺい、仮装と評価すべき行為が存在し、これに合わせた過少申告がされたことを要するものである。もっとも、上記の重加算税制度の趣旨に鑑みれば、架空名義の利用や資料の隠匿等の積極的な行為が存在したことまで必要であると解するのは相当でなく、納税者が、当初から相続財産を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合には、重加算税の賦課要件が満たされるものと解すべきである（最高裁判平成●●年（〇〇）第●●号同7年4月28日第二小法廷判決・民集49巻4号1193頁参照）。

(2) これを本件についてみると、まず、前記認定事実によれば、原告が本件申告において申告した相続財産である現金の額は70万円にとどまるのに対し、原告が実際に本件被相続人の本件各口座から引き出し、本件相続開始日において保管していた現金の額は2000万円を超えていたものであり、原告はこれを本件被相続人の自宅及び原告の当時の自宅において複数の封筒に入れた状態で保管していたのであるから、自らが多額の現金を保管しており、これが相続税の対象となる相続財産であって、申告しなければならないものであるとの認識を有していたと考えるのが自然である。加えて、前記認定事実(6)のとおり、原告は、杉並税務署の財務事務官による質問応答において、本件現金が相続財産であることを認識しつつも本件税理士にその存在を伝えず、本件申告から除外したことを自認している。これらによれば、原告は、本件現金が本件被相続人の相続財産であることを認識しつつ、本件申告に係る現金から除外する意図を有していたと認めるのが相当である。

(3) そして、原告が本件申告に当たって本件税理士に交付した各資料の内容やこれを踏まえた原告と本件税理士のやり取りについては、前記認定事実(3)～(5)のとおりであるところ、これらの事実を照らして、原告が過少申告の意図を外部からもうかがい得る特段の行動をしたといえるか否かについて、以下検討する。

ア まず、本件各口座からの現金の引出しに関しては、本件B証券口座に係る取引残高報告書を交付しないなど不十分な面はあった(認定事実(3))ものの、本件被相続人の入院後から本件相続開始日までの出金明細(別表2)とほぼ一致する内容が記載された本件MRF書面を本件税理士に交付しており(認定事実(4)ア)、また、本件A信金口座についても通帳を交付していたのであるから(認定事実(3))、これらにより本件税理士において本件各口座からの現金の引出し額を把握することは可能であったといえる。

イ 他方、原告が本件被相続人のために支出したと主張する費用に関しては、本件各口座等からの引出し額と支出額の比較を記載した本件収支書面のほか、その支出に係る費用につき個々の費目及びその金額を記載した本件費用(2)書面及び本件費用(3)書面が、原告から本件税理士に交付されていたところ、これらの書面の記載内容は、本件相続開始日当時において、原告が本件被相続人のために支出した金額(支出)が本件各口座等から引

き出された現金の額（収入）を上回り、原告の手元に現金が残っていないと理解されるものであった（認定事実（４）イ～エ）。そして、原告からは本件税理士に対し膨大な領収書等が交付されたものの、本件相続に係る相続税の申告期限が迫っていたことから、本件税理士においてこれらの領収書等を精査して本件費用（２）書面及び本件費用（３）書面に係る各費用の相当性を検証することは時間的に困難であった（認定事実（５））ため、原告が積極的に相続財産である現金の存在について説明しなければ、本件税理士において現金の存在を確認することは困難な状況にあった。このような状況の下、原告は、実際には被相続人の自宅等において多額の現金を保管していることを認識していたにもかかわらず、①本件税理士から、相続財産である現金の有無について何度も質問されながら、その度に全く無関係な話題を持ち出して話をそらすなどして、質問に対する回答を殊更に避け、また、②相続財産である現金の金額につき70万円と記載した本件申告書（第11表）を示されてその旨の説明を受けた際にも、ただうなずくばかりで、これを超える金額の現金が存在することをあえて指摘しなかった（認定事実（５））というのである。

ウ 以上のとおり、原告は、本件相続開始日当時において保管していた多額の現金（本件現金）が相続税の申告対象であることを認識していたにもかかわらず、支出（本件被相続人のために支払った費用）の記載額が収入（本件各口座等からの引出し）の記載額を上回っているため本件現金の存在を認識することが困難な内容の書面（本件収支書面、本件費用（２）書面及び本件費用（３）書面）を作成して本件税理士に交付し、本件税理士が時間的な制約等からその内容について十分な検証ができないという状況下で、本件税理士からの現金の有無に関する質問に対する回答を殊更に避け、また、実際に保管されている現金の額と著しく異なる金額が相続財産である現金の額として本件申告書に記載されていることを認識しつつ、あえてこの相違につき本件税理士に指摘しなかったと認められるのであるから、こうした原告の一連の行動は、多額の現金を保管している事実を本件税理士から知られないように意図して行われたものと評価することができ、相続財産を過少に申告するという上記の意図を外部からもうかがい得る特段の行動に当たると認めるのが相当である。

（４）そして、本件税理士が相続財産である現金の有無やその金額を適切に把握することができず、実際に保管されていた現金の金額を著しく下回る70万円という金額を記載した本件申告書を作成し、杉並税務署長に提出することとなったのは、上記（３）で認定説示した過少申告の意図が外部からもうかがい得る原告の特段の行動の結果、その意図に基づく申告がされたものであることは明らかである。

（５）以上によれば、原告は、当初から相続財産である現金を過少に申告することを意図し（上記（２））、その意図に基づき、本件税理士に対して本件現金の存在を知られないようにする上記特段の行動をし（上記（３））、その結果として、本件税理士に相続財産である現金が70万円にとどまる旨の記載をした本件申告書を作成させ、上記の意図に基づく過少申告をした（上記（４））と認められる。

そうすると、本件現金の申告漏れについては、通則法68条1項所定の重加算税の賦課要件を満たすというべきである。

（６）以上に対し、原告は、本件税理士に対し、本件各口座に係る資料を適切に提出しているから、本件現金が相続財産であることを知りながらこれを故意に隠ぺいして申告しなかったも

のではない旨を主張する。

しかしながら、本件税理士が相続財産である現金の存在及び額を把握することができるためには、本件各口座からの引出し額にとどまらず、それらの引き出された現金が本件相続開始日当時において残存していたことが確認されなければならないところ、この点について原告が本件税理士に知られないようにする上記特段の行動をしたことは前記（３）で説示したとおりであるから、本件現金の申告漏れについては、通則法６８条１項所定の重加算税の賦課要件を満たすというべきであって、原告の上記主張は上記（５）の認定判断を左右するものではない。

3 本件賦課決定処分 of 適法性に関する小括

そして、被告が本件訴訟において主張する本件賦課決定処分の根拠及び適法性に関する主張は、別紙６記載のとおりであるところ、原告は、争点に関する部分を除き、その計算の基礎となる金額及び計算方法を争わず、本件現金の申告漏れについて通則法６８条１項所定の重加算税の賦課要件を満たすことは上記２で説示したとおりであるから、本件賦課決定処分は適法である。

第４ 結論

以上によれば、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第５１部

裁判長裁判官 清水 知恵子

裁判官 進藤 壮一郎

裁判官 池田 美樹子

(別紙1)

指定代理人目録

今井 志津、羽鳥 裕士、橋口 政憲、国府田 隆秀、小柳 誠、中澤 直人、大倉 英将

以上

別紙2から別紙5まで、別表1から別表3まで 省略

本件賦課決定処分の根拠及びその適法性に関する被告の主張

1 本件賦課決定処分の根拠

原告は、杉並税務署の調査担当職員の調査に基づき、平成26年12月19日に本件修正申告に係る申告書(乙1。以下「本件修正申告書」という。)を杉並税務署長に提出したところ、原告が本件申告(前提事実(7))において相続税の額を過少に申告したことにつき、通則法65条4項所定の「正当な理由」があるとは認められない。

加えて、本件申告において本件現金が申告漏れとなったことについては、通則法68条1項所定の重加算税の賦課要件を満たしていると認められる(その詳細については、本文第2の4〔本件の争点及びこれに関する当事者の主張の要旨〕の1「被告の主張の要旨」のとおりである。)

したがって、原告に課される重加算税及び過少申告加算税の額は、通則法65条1項及び同法68条1項の各規定に基づき、次のとおり算出した各金額となる。

(1) 重加算税の額 89万6000円

上記金額は、別表3「加算税の基礎となる税額の計算明細書」のとおり、本件修正申告により原告が新たに納付すべきこととなった相続税額414万6500円(別表3⑩の金額。本件修正申告書第1表(続)の「申告期限までに納付すべき税額」のうち「⑩修正する額」欄に記載された金額参照〔乙1〕)から、通則法68条1項に規定する「隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額」として、施行令28条1項の規定に基づき計算した税額158万6000円(別表3⑪の金額)を控除した後の税額256万円(ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。別表3のC「隠ぺい又は仮装部分の金額」欄の⑮の金額)に、通則法68条1項に規定する100分の35の割合を乗じて計算した金額である。

(2) 過少申告加算税の額 15万8000円

上記金額は、別表3のとおり、施行令28条1項の規定に基づき計算した税額158万円(上記(1)参照。ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。別表3のE「非正当事由部分の金額」欄の⑮の金額)に、通則法65条1項に規定する100分の10の割合を乗じて計算した金額である。

2 本件賦課決定処分の適法性

上記1のとおり、原告に課されるべき重加算税及び過少申告加算税の額は、それぞれ89万6000円及び15万8000円であるところ、これらの金額は本件賦課決定処分における各金額と同額であるから、本件賦課決定処分は適法である。

以上

本件の争点及びこれに関する当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 前提事実(4)及び(8)のとおり、原告は、本件被相続人名義の本件各口座から合計289万2千500円の現金を引き出し、本件被相続人の入院費等として73万1千445円を支払ったものの、本件相続開始日における残高は216万1千054円であって、本件申告における申告額(70万円)をはるかに超えて存しており、原告は、本件現金が相続財産であることを認識していた。

(2) そして、相続税法において申告納税制度が採用され、納税義務者に課税価格(相続又は遺贈により取得した財産の価額)につき正確に申告することが義務付けられている(同法27条参照)にもかかわらず、原告は、①本件税理士から本件申告書の作成に当たってされた質問に対し、相続財産である現金の有無について明確な回答をしないばかりか、話題を関係のない事項に変えるなど、非協力的な態度を示し、また、②原告の手元に相続財産である現金が存在しているとは到底認識できない内容の本件収支書面(別紙3)を本件税理士に交付するとともに、③本件被相続人の介護等のために多額の支出があり、本件相続開始日時点では相続財産である現金が残っていないという予断を抱かせるような内容の本件費用(2)書面(別紙4)及び本件費用(3)書面(別紙5)を本件税理士に交付し、さらに、④本件税理士が、現金の金額を70万円と記載した本件申告書(乙9)第11表を原告に提示した上で説明をした際、当該記載額(70万円)が本件相続開始日において存していた現金の額と比べて明らかに少額であることを認識することができたのに、そのことを何ら指摘しなかった。

このように、原告は、本件被相続人名義の本件各口座から引き出し、本件相続開始日に存していた相当多額の現金が相続税の申告対象であることを認識していたにもかかわらず、当該現金の存在をあえて秘匿し(上記①)、当該現金の存在を認識することが困難な内容の書面を本件税理士に交付し(同②及び③)、また、相続財産である現金の額として本件申告書に記載されている金額が事実と異なることを認識していたにもかかわらず、それについて何ら指摘をしなかったのであり(同④)、このような原告の一連の行為は、原告が当初から相続財産である本件現金を過少に申告することを意図していたことをうかがわせる特段の行動に当たるといふべきである。

(3) また、原告は、本件現金が相続財産であることを認識していたにもかかわらず、本件現金の存在について他の相続人に伝えなかったばかりか、丙らと共同で提出した本件申告書においても、原告自身が認識していた現金の金額と比べて明らかに少額である金額を記載しているのであり、このことから、本件現金の存在を秘匿し、本件現金について過少に申告するとの原告の意図が強く推認される。

(4) 本件被相続人が入院をした後は、原告が、本件被相続人の財産を管理し、本件各口座から引き出した現金の中から本件被相続人に係る入院費等を支払っていたのであるから、本件税理士が相続財産である現金の有無及びその金額を把握するためには、原告からの申出が必要不可欠であったことは明らかである。そうすると、本件税理士が相続財産である現金の金額を正しく把握できなかったのは、原告の前記(2)の一連の行為によるものであるといえる。そして、かかる行為の結果、相続財産である現金について、実際の金額よりも著しく過少な金額が記載された本件申告書が作成され、原告は、かかる記載が相続財産である現金の金額よりも著しく過少であること

を認識しながら本件申告書を提出したものである。

したがって、本件現金が申告漏れとなったのは、過少申告の意図が外部からもうかがい得る原告の行為の結果というべきである。

- (5) 以上のとおり、原告は、当初から相続財産である現金を過少に申告することを意図し、その意図に基づき、本件税理士に対して、本件現金の存在を秘匿し、現金の存在を否定する内容の書面を作成するなどし、その結果として本件税理士が現金の金額を過少に記載した本件申告書を作成したことを受けて、これを提出したものであって、原告は、当初から過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上で、その意図に基づく過少申告をしたと認められるから、本件現金の申告漏れについては、通則法68条1項所定の重加算税の賦課要件を満たすものであり、本件賦課決定処分は適法である。

2 原告の主張の要旨

原告は、本件現金が相続財産であるとの認識は有していたが、本件現金の残高を把握しておらず、本件現金について申告を要するとの認識はなかった。また、原告が杉並税務署の財務事務官から質問を受けた際の質問応答記録書(乙3)には、原告の回答として、本件現金は本件被相続人の相続財産であり申告をしなければならないことは知っていた旨の記載があるが、この質問応答記録書は、原告が使用する印章とは異なる印章により確認欄に押印がされており、上記事務官により話題になかった原告の回答が作出されたものであるから、信用性に欠ける。そして、原告は、本件税理士に対し本件MR F書面及び本件収支書面を交付した事実はないし、むしろ、本件税理士に対し、本件各口座に係る資料を適切に交付しているから、本件現金が相続財産であることを知りながら、これを故意に隠ぺいして申告しなかったものではない。

よって、本件現金の申告漏れが通則法68条1項所定の重加算税の賦課要件を満たすとはいえず、本件賦課決定処分は違法である。

以上